

令和 8 年度事業計画書

事業運営方針

令和 8 年度は公益目的事業である廃棄物処理事業及び環境保全啓発事業について、次の方針により事業運営を行う。

1 廃棄物処理事業

(1) エコパークいずもざきの運営

第 3 期最終処分場の基本理念である「安全で災害に強い施設づくり」、「地域に貢献できる施設づくり」、「地域に信頼される施設づくり」を基本に業務運営を行い、更なる安全性・信頼性の維持・向上と、経営効率の確保を図る。

(2) 廃棄物処理事業の計画目標

次期処分場の完成時期を念頭に、切れ目のない廃棄物受入態勢の実現と必要な財源を確保するための適正な処理量となるよう努めていく。

令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震による県内発生災害廃棄物の受入れが、昨年 1 1 月に概ね終了したことに伴う減少が見込まれる一方、令和 5 年に実施した 2 回にわたる処理料金引上げの影響が漸減することによる受入れ増を見込み、令和 8 年度の計画目標を以下のとおり設定する。

処理量 41,800 トン 料金収入 1,530,000 千円

(3) 次期処分場建設について

施設整備の事業主体として、「信頼と安全の施設運営」と「健全な事業運営」が可能となるようとりまとめた基本計画・基本設計を踏まえ、県・市及び関係者等と連携し、地元合意を前提に、環境保全協定の締結や道路工事など必要な事業を進めていく。

2 環境保全啓発事業

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく新潟県地球温暖化防止活動推進センターの事業として、県民や事業者に対する普及啓発に取り組むほか、引き続き、リサイクル推進事業の他、事業団の環境保全普及啓発事業を行う。

(1) 地域における地球温暖化防止活動促進事業（環境省補助、県委託事業）

市町村や大学等と連携して地球温暖化防止の普及啓発を行うとともに、国

が取り組む「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」や、県が取り組む「2050 新潟カーボンゼロチャレンジ」の普及等を行う。

(2) 地球温暖化防止活動推進員等活動支援事業 (県委託事業)

地球温暖化防止活動推進員に対し研修会を開催するとともに、地域の環境講座への派遣等を行う。

(3) 事業者向け地球温暖化防止活動啓発事業 (環境省補助、県委託事業)

県と共同で設置した推進協議会 (プラットフォーム) を運営するほか、県内中小事業者等の地球温暖化防止の取組を促進するため、HP の活用やセミナーの開催等により情報提供・相談業務等を行う。

(4) 産業廃棄物のリサイクル促進事業 (県委託事業)

産業廃棄物のリサイクルの促進を図るため、優れた 3 R の取組などの情報収集や発信を行う。

(5) 環境保全普及啓発事業 (事業団事業)

環境イベントへの参加、環境保全に関する地域活動の支援、環境学習の取組の推進等を行う。